

## 慶弔金規程

中野南区地区会

### (慶弔金の支出)

第1条 慶弔金は次の場合に支出し、会長又は会長が指名した者が届ける。

- (1) 中野南区地区会又は会長名で招待等を受けた慶事及び行事等
- (2) その他、会長が必要と認めるもの

### (慶弔金の金額)

第2条 慶弔金の金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 学区内の幼保及び小中学校の運動会 3,000 円
- (2) その他、20,000 円を限度として会長が決定する

### (慶弔金の会計処理)

第3条 慶弔金は渉外費として処理し、証憑は次のいずれかとする。

- (1) 招待状・案内状
- (2) 礼状
- (3) 会長の署名又は記名押印を付した指令書(※様式第1号)

### 付 則

- 1 この規程は、令和8年4月27日に施行する
- 2 この規程の改廃は、役員会の議決を要する

(様式第1号)

指令書

中野南区地区会事務局 宛

年 月 日

\_\_\_\_\_ 円  
但し、 として

上記の支出を指令する。

中野南区地区会

会長 ⑩